

令和7年5月 時津町農業委員会総会

日時 令和7年5月26日（月曜日）10時～10時35分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－8号）

日程第4 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（受付番号第1－7号）

3. 出席委員

○農業委員（11名）

1 番 朝長 克二	2 番 吉川 博美	3 番 坂本 敬治
4 番 小畠 栄一	5 番 高橋 達男	6 番 溝上 勝也（欠席）
7 番 池田 稔	8 番 濱田 信	9 番 渡辺 洋一
10 番 水口 直樹	11 番 辻 文美	

○農地利用最適化推進委員（3名）

1 番 岳田 稔人	2 番 溝上 直美	3 番 植田 秀之
-----------	-----------	-----------

4. 議事録署名人 7 番 池田 稔 8 番 濱田 信

○議長

皆さんおはようございます。ただ今の出席委員は農業委員10名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和7年5月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、7番池田委員、8番濱田委員を指名いたします。日程第2、議案第1号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてです。まず、「Ⅰ農業委員会の状況」ですが、令和6年4月1日時点の農業委員会の体制、農家、農地等の概要を記載しています。2ページ以降は「Ⅱ最適化活動の実施状況」です。「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」ですが、「①現状及び課題」は令和6年度当初の状況です。担い手への農地の集積率は31.7%で、「②目標」としましては令和6年度末の集積率34.2%を目標としていました。「③実績」ですが、令和6年度末の集積率は36.7%で、目標に対する達成状況は107.4%でございました。農業委員会の点検結果としましては、「集積面積の算出に修正が生じたため、集積面積・集積率が増加している」と記載しております。次に「(2)遊休農地の発生防止・解消」ですが、「①現状及び課題」は令和6年度当初の状況ですが、緑区分の遊休農地面積は84haです。「②目標」は令和3年度の緑区分遊休農地面積の1/5で15haです。次に3ページの「③実績」は緑区分の遊休農地が92haに増加しており、解消面積は0ha、目標の達成状況も0%でございました。農業委員会の点検結果としましては、「農業従事者の高齢化と後継者不足により遊休農地の増加が進んでいる」と記載しています。次に「(3)新規参入の促進」ですが、「①

現状及び課題」は過去3年間の新規参入の実績を記載しています。「②目標」は過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上ということで、新規参入者への貸付面積を1haとしています。次に4ページの「③実績」ですが、令和6年度は新規参入希望者からの相談はありましたが、貸付にはいたっておりません。農業委員会の点検結果は「狭小地や傾斜地が多く、新規参入できる農地が少ない」としています。次に「2最適化活動の活動目標」ですが、「(2)活動強化月間の設定」の「①目標」を年2回としていましたが、「②実績」も年2回で、目標どおり取り組みが行えております。次に5ページ、「(3)新規参入相談会への参加」の「①目標」を年1回としていましたが、「②実績」は新規参入相談会への参加はありませんでした。最後に、全体の評価としまして、目標の達成状況の評語ですが、「目標に対して期待通りの結果が得られた」としております。次に6ページ、「Ⅲ事務の実施状況」です。「1総会、部会の開催実績」ですが、令和6年度は毎月、年12回総会を開催しております。「2農地法第3条に基づく許可事務」については処理件数10件のうち許可が10件で、標準処理期間は14日、処理期間の平均も14日、総会開催日、申請書締切日とも公表しています。「3農地転用に関する事務」は処理件数6件のうち許可相当が6件で、標準処理期間、処理期間の平均ともに14日でした。「4違反転用の対応」は管内農地面積190ha、違反転用面積は0haとしております。違反転用については相談等があった際、随時、解消に取り組んでいます。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって議案第1号は原案どおり決定することといたします。日程第3、議案第2号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第2号について説明いたします。7ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。賃借人は子々川郷〇〇、〇〇さん、賃貸人は西時津郷〇〇、〇〇さん、農地は子々川郷〇〇、地目は田、地積は1059㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。賃貸借権の設定で設定期間は10年です。申請理由としましては、賃貸人は農業経営の合理化による規模縮小、賃借人は農業経営の規模拡大です。農作業従事者は2名、従事日数は150日です。8ページ以降は許可申請書です。10ページの「(1) 作付け予定作物」は水稻、トマト、きゅうりです。「(3) 農作業従事者数」ですが、賃借人は農作業歴35年で、そのほかの世帯員・常時雇用が1名です。11ページの「4 農作業への従事状況」は〇〇さんが年120日、妻の〇〇さんが年30日、合計で年150日農作業に従事しています。12ページの「6 周辺地域との関係」は隣接する自己農地ならびに周辺農家と同様の栽培方法で行うため、周辺農地への影響はありません。「7 地域との役割分担の状況」は農業の維持発展のため、共有施設維持管理や獣害被害対策に関して周辺農家と協力するとのこと。15ページは「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等」ですが、〇〇さんは関係法令の違反はありません。16、17ページは位置図です。農地は〇〇の南東側付近です。18ページは現況写真、19ページからは契約書の写しです。契約書の「2 賃貸借の期間」は令和7年6月1日から令和17年5月31日までの10年間です。20ページの別表1ですが、賃貸借料は年1万円です。議案第2号の説明は以上です。

○議長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○4番

今回の契約はどういう経緯で契約することになったんですか。

○事務局

今回の貸借契約は〇〇さんと〇〇さんから相談があったもので、〇〇さんは西時津に住んでおり、今回の子々川の農地が家から遠いこともあって、こ

れまでも〇〇さんに手伝ってもらっていましたが、〇〇さんが経営規模を縮小することに伴い、今回、〇〇さんと貸借契約を行うこととなっています。

○議 長 ほかに質問はありませんか。ないようでしたら、議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって議案第2号は許可することといたします。日程第4、報告が1件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。報告第1号ですが、22ページをご覧ください。農地法第4条の規定による届出、市街化区域農地の転用です。届出人は長与町高田郷〇〇、〇〇さん。農地は元村郷〇〇、地目は畑、地積は10㎡、市街化区域内の第3種農地です。届出人は駐車場用地として使用すべく届出を行うものです。23ページは届出書です。「3転用計画」の工事着工時期は平成元年頃となっていますが、こちらは未届けで農地転用を行っていたことが判明したため、始末書を添付してもらい農地転用の届出を提出してもらったこととしたものです。「4被害防除施設の概要」は雨水は水路へ放流し、日照については、周囲は宅地化されているため、近隣農地へ悪影響をおよぼす恐れはありません。また、駐車場はコンクリート舗装されており、土砂の流出はありません。24、25ページは位置図です。申請地は〇〇の西側、〇〇の南東側付近です。26、27ページは現況写真です。申請地は上下に分かれる道の分岐部分で駐車場の下側部分です。29ページは顛末書です。農地所有者の〇〇さんが平成元年頃に未届けで駐車場に転用し、現在も駐車場用地として利用しているということで、今回、顛末書を添付してもらい農地転用届出を提出してもらったこととしております。以上で報告事項の説明を終わります。

○議 長 報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は

6月26日（木）午前10時から第2庁舎3階会議室で開催します。